

# 世田谷区公契約労働条件確認帳票取扱要領

平成 27 年 1 月 29 日

26 世経理第 639 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、世田谷区公契約条例（平成 26 年 9 月世田谷区条例第 27 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 項第 2 号及び世田谷区公契約条例施行規則（平成 26 年 9 月世田谷区規則第 67 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき世田谷区（以下、「区」という。）の公契約（条例に定める公契約をいう。以下同じ。）において区長が作成し、事業者に配布する帳票（以下「労働条件確認帳票」という。）の様式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第 2 条 労働条件確認帳票の様式は、第 1 号様式のとおりとする。

(配布方法)

第 3 条 労働条件確認帳票は、公契約の契約書（指定管理者の業務に係る年度協定書を含む。以下同じ。）の作成を事業者（条例第 2 条第 1 号に定める事業者をいう。以下同じ。）に依頼するための文書（以下「契約書作成依頼書」という。）とともに交付するものとする。

2 前項に定める場合のほか、事業者から求めがあったときは、随時に労働条件確認帳票を交付するものとする。

3 財務部経理課長は、区のホームページ内に事業者へ労働条件確認帳票を配布するページを設けるものとする。

(事業者への通知方法)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項第 2 号の規定により事業者に労働条件確認帳票の提出を求めるときは、当該提出を求める旨の通知及び規則第 6 条第 3 項に規定する労働条件確認帳票を閲覧に供する旨の通知を、次の各号の書面により行うものとする。

(1) 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により公契約を締結しようとするとき 当該競争入札の説明書及び契約書作成依頼に係る説明書

(2) 随意契約により公契約を締結しようとするとき、又は指定管理者の業務に係る協定を締結しようとするとき 契約書作成依頼に係る説明書

(提出依頼等)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項第 2 号の規定により事業者に提出を求める労働条件確認帳票は、公契約の案件 1 件につき 2 通とする。

2 労働条件確認帳票は、事業者に公契約の契約書を提出させるときに、提出を求め

るものとする。

- 3 財務部経理課又は教育委員会事務局教育総務課（以下「経理課等」という。）の職員は、事業者が労働条件確認帳票を提出しないときは、速やかに提出を催促し、提出の徹底に努めるものとする。
- 4 経理課等の職員は、事業者から提出された労働条件確認帳票（以下「提出帳票」という。）について提出後速やかに内容を確認するものとし、記載事項又は押印の不備があったときは提出者に補正を求め、記載事項に不明な内容若しくは不審な内容があったときは提出者に補足説明を求め、又は関係資料の提出を求めるものとする。

（保管方法）

- 第6条 経理課等の職員は、提出帳票の副本（以下「副本」という。）各1部を作成し、提出帳票の正本（以下「正本」という。）を経理課等の事務室内に保管し、副本を経理課等の窓口に備え置くものとする。
- 2 提出帳票は、施錠可能な保管庫又は保管場所において、工事の請負に係る契約と工事の請負に係る契約以外の契約とを区分して保管するものとする。
  - 3 提出帳票を整理する順序は、原則として事業者の名称の五十音順とし、同一事業者の提出帳票が複数あるときはさらに契約番号順とする。
  - 4 正本の保存期間は公契約の契約書の保存期間に準ずるものとし、副本の保存期間は2年とする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、提出帳票の保存に関することは、世田谷区文書管理規程（平成13年7月世田谷区訓令甲第31号）によるものとする。

（閲覧方法）

- 第7条 規則第6条第4項の規定により閲覧に供するものは、副本とする。
- 2 前項の閲覧において、閲覧を求める者に対し申請書の提出は求めないものとする。
  - 3 第1項の閲覧において、副本の持出し、複写、複製、撮影及びこれらに準ずる行為の求めには応じないものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成27年4月1日以降に締結する公契約について適用する。

附則（平成28年6月10日28世経理第152号）

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則（平成30年2月1日29世経理第727号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成30年4月1日以降に締結する公契約について適用する。

附則（平成31年3月26日30世経理第797号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成31年4月1日以降に締結する公契約について適用する。

附則（令和4年1月27日3世経理第648号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和4年4月1日以降に締結する公契約について適用する。